

はしがき

本書は、簡裁民事ハンドブックシリーズの「民事保全編」である。「民事保全編」まで刊行できたことで、すでに刊行済みの「通常訴訟編」、「少額訴訟編」、「少額訴訟債権執行編」とあわせて、簡裁民事実務のうちの訴訟にかかわる部分については、何とかまとめることができ、これで、このシリーズを利用していただいている方の利便にも少しは役立つのではないと思われる。

本書のポイントは次のとおりであって、本シリーズの基本的な考え方と同様である。

- 民事保全事件のうち、簡裁において比較的利用が多いと思われる債権に対する仮差押えと不動産に対する仮差押えについて、差し当たって必要ではないかと思われる基礎的な事項につき、可能な限り触れることとした。もっとも、ハンドブックシリーズのコンセプトであるハンディさを損なわないために、これまでと同様、説明は極力コンパクトにすることを心がけた。

また、実務上の例外的な項目については思い切って割愛した。

- 民事保全手続の実務書を見ると、記載内容の重複を避けるということもあって、保全命令手続と保全執行手続に分けたうえで、それぞれの解説の中で、債権仮差押えと不動産仮差押えをまとめて記載している例が多いと思われるが、初めて民事保全手続を行う場合には、債権と不動産、それぞれについて、仮差押えの申立てから執行手続までの全体の流れを概観できたほうがわかりやすいのではないかという配慮から、章を分けて記載することとした。
- ハンディさを損なわない範囲で、できるだけ、図表や書式・記載例・実務上の留意点に触れた実務ノートを盛り込んで、わかりやすく、かつ利用しやすいものとなるよう心がけた。

また、本書執筆にあたっては、これまで同様、いろいろな文献を参考にさ

せていただいたが、ハンドブックという性格上、裁判例や参考文献をいちいち示すことをしなかった。本書によって不足する知識や情報については、東京地裁保全研究会編『書式民事保全の実務』をはじめとする文献を参照していただきたい。

前述のように、本書をもって訴訟にかかわる部分については、何とか完成までこぎ着けることができたとはいうものの、このシリーズの全体構想からみれば、やっと半分程度を終えたところである。当初の構想からすればとくに全巻を駆け抜けていなければならないにもかかわらず、いまだにいつ終着駅にたどり着くのか、全くみえてこない状況となっているのは、ひとえに筆者の勉強不足によるものであり、このシリーズの刊行をお待ちいただいている読者の方には、お詫びの言葉しか思い浮かばない。直ちに、これまでの牛歩を超えるあゆみから早く抜け出して、というわけにはいかないが、少しでも歩みを早めるべく努力をしていきたいと思う次第である。

また、私事ではあるが、本書についても、妻（美穂）の支えがあったことを触れないわけにはいかないであろう。花を愛でる妻は、季節にあわせ、庭一面にさまざまな花を咲かせ、私の心を和ませてくれた。また、私が水やりに失敗し、すっかり干からびてしまったと思っていたサボテンが、何年ぶりかで花を付けたとき、生きる物の強さを感じるとともに、あきらめない気持ちがいかに大切かをあらためて実感した次第である。やはり妻の存在なくして、このシリーズの完成は覚束ないようである。

不漁が続く琵琶湖の鮎が 戻りつつあるとの知らせを聴いて
もう一度歩き出すことを心の中で誓いつつ（平成29年6月に記す）

近 藤 基

第3章で扱う手続の流れ

管轄の確認

申立書の提出

- 1 申立書の作成
 - (1) 申立書の本体部分
 - ① 事件の表示
 - ② 申立年月日
 - ③ 裁判所の表示
 - ④ 申立人または代理人の記名押印
 - ⑤ 当事者の表示——別紙目録として引用
 - ⑥ 請求債権の表示——別紙目録として引用
 - ⑦ 申立ての趣旨
 - ⑧ 申立ての理由——
 - a 被保全権利
 - b 保全の必要性
 - (2) 当事者目録
 - ※ 債権者および債務者の表示
 - (3) 請求債権目録
 - ① 請求債権の特定
 - ② 利息・遅延損害金の計算方法
 - (4) 物件目録
 - ① 仮差押えの対象となる不動産の特定
 - ② 債務者の所有する不動産であること
 - ③ 超過差押えに注意
 - (5) 疎明方法の提示
- 2 必要書類等
 - ① 資格証明書
 - ② 不動産登記事項証明書・固定資産評価証明書

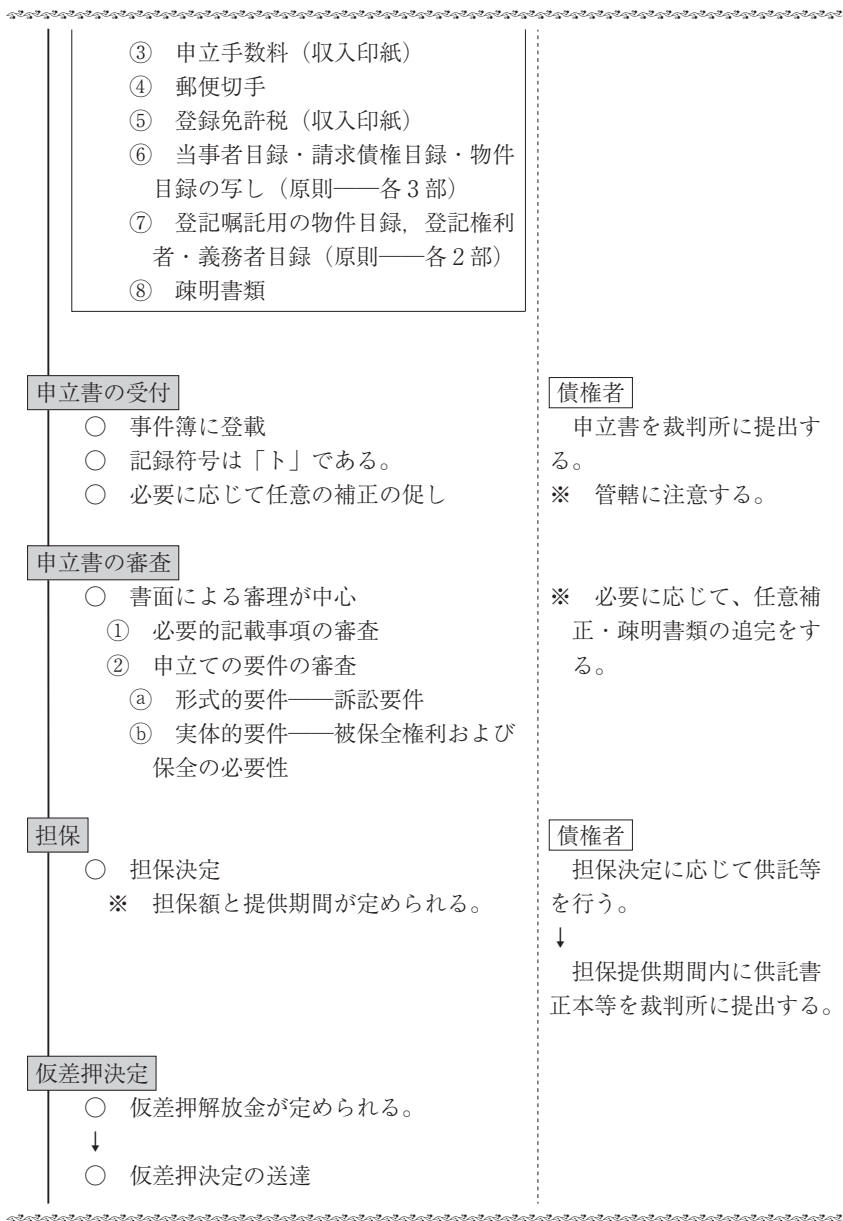
債権者

被保全権利・保全の必要性を検討し、保全命令の申立てをするか否かを検討する。

↓

申立書を作成する。

※ 必要書類・疎明書類等を準備する。



不動産仮差押え

- ① 債務者への送達——仮差押の登記完了後
 - ② 債権者への送達——請書（受領書）と引替えに交付
 - 保全執行——仮差押えの登記嘱託
- ↓
- 登記完了後、登記事項証明書が裁判所に送付される。

(本章のはじめに)

本章については、利用の便宜を考慮して、なるべく独立した章として利用できるように記載した。このため、第2章の債権仮差押えの説明と重なる箇所があることをご了解いただきたい。

1 申立て

(1) 管轄

(A) 簡易裁判所に管轄が認められる場合

簡易裁判所に管轄が認められるのは、当該簡易裁判所が**本案訴訟**（保全される債権の存否を確定する判決手続）の**管轄裁判所**となる場合であり（法12条1項）、債権仮差押えの場合と同様である。

(B) 管轄が認められない場合

管轄のない裁判所に保全命令の申立てがされた場合は、管轄違いとして管轄裁判所に移送されることになる（法7条、民訴法16条1項）こと、その場合の具体的な取扱いも、債権仮差押えの場合と同様である。

(2) 申立書の記載事項

(A) 申立書の構成等

保全命令の申立ては、書面による必要がある（規則1条1号、【書式11】を参照）。申立書は、①**申立書の本体部分**（【書式11】の1枚目）、②**当事者目録**、③**請求債権目録**、④**物件目録**から構成されるのが一般的である。

【書式11】 不動産仮差押命令申立書

不動産仮差押命令申立書		収入印紙 2000円
平成〇年〇月〇日		
〇〇簡易裁判所 御中	債権者 琵琶湖鱒郎 印	

電 話 000-000-0000

F A X 000-000-0000

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

申立ての趣旨

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者所有の別紙物件目録記載の不動産は、仮に差し押さえる。

との裁判を求める。

申立ての理由

1 被保全権利

(1) 債権者は、債務者に対し、平成〇年〇月〇日、50万円を次の約定で貸し付けた(甲1)。

ア 支払方法 平成〇年〇月から平成〇年〇月まで毎月〇日限り5万円を支払う。

イ 期限の利益喪失 上記分割金の支払を1回でも怠ったときは、債務者は当然に上記期限の利益を失う。

(2) 債務者は、平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までの合計20万円は期限通りに支払ったものの、その後、平成〇年〇月〇日の支払を怠ったので、上記約定により期限の利益を喪失した(甲2, 4)。

(3) よって、債権者は、債務者に対し、30万円の貸金返還請求権を有している。

2 保全の必要性

(1) 債権者は、債務者に対し、書面により残債務の支払を催促したが(甲3)、債務者からは、何ら応答がなかった。また、債権者は、債務者宅を訪ね、履行の意思を確認したところ、債務者は、他にも多額の債務を抱えており、本件の債務についても返済の目処が立っていないということであった(甲4)。

(2) 債務者は、株式会社〇〇に勤務していたものであるが、最近同社を辞め、現在は不特定のアルバイトで生計を立てているようである(甲4)。債務者は、住所地に不動産を所有しているが(甲5, 6)、これまでの債務者の対応や資産状況等からみて、いつ上記不動産を処分するか、わからない

状況である（甲4）。

- (3) 債権者は、債務者に対し、本案訴訟を提起するため、準備をしているところであるが、債権者が後日本案訴訟において勝訴判決を得ても、その執行は不能あるいは著しく困難となるので、執行保全のため、本申立てに及ぶものである。

疎明方法

- 甲1 金銭消費貸借契約証書
- 甲2 預金通帳
- 甲3 催告書控え
- 甲4 報告書
- 甲5 不動産登記事項証明書（建物）
- 甲6 不動産登記事項証明書（土地）

添付書類

甲号証 各1通

当事者目録

〒000-0000 ○○県○○市○○1丁目2番3号（送達場所）
債権者 琵琶湖 鱒 郎
〒000-0000 ○○県○○市○○2丁目3番4号
債務者 賤ヶ岳 槍 夫

請求債権目録

金30万円

ただし、債権者が債務者に対し、平成○年○月○日に貸し付けた30万円の貸金返還請求権（貸付金50万円から既払金20万円を差し引いた残金）

物件目録

1	所在地	〇〇県〇〇市〇〇
	地番	〇〇番
	地目	宅地
	地積	〇〇平方メートル
2	所在地	〇〇県〇〇市△△〇〇番地
	家屋番号	〇〇番
	種類	居宅
	構造	木造〇〇葺2階建
	床面積	1階 〇〇.〇〇平方メートル 2階 〇〇.〇〇平方メートル

以上, 所有者賤ヶ岳槍夫

(B) 申立書の本体部分

申立書の本体部分の記載事項は、次のとおりである。なお、記載事項の根拠規定は、規則13条、18条のほか、規則6条により、民訴規則2条等が準用される。なお、「実務ノート——個別申立ての原則」(12頁)も参照されたい。

① 事件の表示 (民訴規則2条1項2号)

事件の標題として「**不動産仮差押命令申立書**」と記載する。

② 申立年月日 (民訴規則2条1項4号)

簡易裁判所の窓口で提出する場合には提出日を、郵便による場合には、発送日を記載する。

また、ここで記載する日が、遅延損害金等の計算の終期としての意味をもつことになる(後記、請求債権目録の説明を参照されたい)。

③ 裁判所の表示 (民訴規則2条1項5号)

申立てをする簡易裁判所を「〇〇簡易裁判所 御中」などと記載する。

④ 申立人または代理人の記名押印 (民訴規則2条本文)

押印は、認印で足りる。なお、ここで使用した印鑑を以後も引き続き

使用するのが相当である。

- ⑤ 債権者または代理人の郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号（民訴規則53条4項）

郵便番号は、住所とともに記載することから、当事者目録のほうに記載している（【書式11】参考）。なお、電話番号、ファクシミリ番号についても、当事者目録のほうに記載してもよいと思われるが、当事者目録が仮差押決定に利用されることも考慮して、本体部分のほうに記載した。

- ⑥ 当事者の表示（規則13条1項1号）

仮差押決定に利用されることを考慮して、実務では、別紙として「**当事者目録**」などといった標題を付けて記載している。

- ⑦ 請求債権の表示

実務上、どのような権利を保全するための申立てであるのかが、申立書の冒頭でわかるように記載されている（講義案7頁参照）。当事者の表示と同様に、仮差押決定に利用されることから、別紙として「**請求債権目録**」などといった標題を付けて記載している。

- ⑧ 申立ての趣旨（法13条1項、規則13条1項2号、19条）

保全命令の申立てには、**申立ての趣旨**を明らかにしなければならないとされている。申立ての趣旨は、**仮差押命令の主文**に相当するものとして、具体的には、**請求する債権と仮に差し押さえる物**を特定（法21条、規則19条1項）したうえで、仮に差し押さえる旨を記載することになる。実務上、**請求する債権**は、**請求債権目録**を引用し、**仮に差し押さえる物**は、別紙として「**物件目録**」という標題を付けて記載したうえで、引用するのが通例である。

なお、仮差押命令の主文には、**仮差押解放金**（仮差押えの執行の停止またはすでにされた執行の取消しを得るため、債務者が供託すべき金銭のこと）について定めなければならないとされているが（法22条）、これは、裁判所が職権で定めなければならないものであるから、申立ての趣旨で記載する必要はない。

〔著者紹介〕

近藤 基（こんどう もとゐ）

平成14年8月東京簡易裁判所判事に任官、京都簡易裁判所判事などを経て、大阪簡易裁判所判事（執筆時）

（著書等）

- ① 『(裁判所書記官研修所平成9年度書記官実務研究) 新民事訴訟法における書記官事務の研究(I)~(Ⅲ)』（共著、司法協会）
- ② 『簡裁民事ハンドブック①<通常訴訟編>』（共著、民事法研究会）
- ③ 『書式 和解・民事調停の実務〔全訂八版〕』（共著、民事法研究会）
- ④ 『債権配当の実務と書式〔第2版〕』（民事法研究会）
- ⑤ 『金銭請求事件の和解条項作成マニュアル』（民事法研究会）
- ⑥ 『簡裁民事ハンドブック②<少額訴訟編>』（民事法研究会）
- ⑦ 『簡裁民事ハンドブック③<少額訴訟債権執行編>』（民事法研究会）

簡裁民事ハンドブック④〈民事保全編〉

平成30年5月6日 第1刷発行

定価 本体2,300円+税

著者 近藤 基
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 藤原印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。

ISBN978-4-86556-225-5 C3332 ¥2300E

カバーデザイン 袴田峯男